

平成29年度業務改善助成金交付要件チェックリスト(交付申請時用)

静岡労働局 (H29.4)

| | | 疎明資料 | |
|-------|--|--|---|
| 1 | <input type="checkbox"/> 静岡県内の事業場であること ※企業の本社等は他都道府県内であるが、静岡県内に営業所、支店、店舗等があり、事業場として事業活動を行っていれば可 <input type="checkbox"/> 6ヶ月以上、経営を継続している事業場であること | <input type="checkbox"/> 商業法人登記簿謄本 (個人事業で商業登記していない場合は不要) <input type="checkbox"/> 事業場にかかるホームページ記載内容 (ホームページを作成していない場合は不要) <input type="checkbox"/> 開業届写し(所得税法第229条) (個人事業主のみ) | |
| 2 | <input type="checkbox"/> ①「資本金の額又は出資の総額」又は②「常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかが、下表の要件に該当する事業所であること | <input type="checkbox"/> 商業法人登記簿謄本 (個人事業で商業登記していない場合は不要) <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 労働者名簿 | |
| | | 業種 | |
| 小売業 | 日本標準産業分類大分類I(卸売業、小売業)のうち <input type="checkbox"/> 中分類56(各種商品小売業) <input type="checkbox"/> 中分類57(繊維・衣服・身の回り品小売業) <input type="checkbox"/> 中分類58(飲食品小売業) <input type="checkbox"/> 中分類59(機械器具小売業) <input type="checkbox"/> 中分類60(その他の小売業) <input type="checkbox"/> 中分類61(無店舗小売業) | 資本金の額又は出資の総額 <input type="checkbox"/> 5000万円以下の法人 | 常時使用する企業全体の労働者数 <input type="checkbox"/> 50人以下 |
| サービス業 | 日本標準産業分類大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち <input type="checkbox"/> 中分類76(飲食店) <input type="checkbox"/> 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業) | <input type="checkbox"/> 5000万円以下の法人 | <input type="checkbox"/> 100人以下 |
| | 日本標準産業分類大分類G(情報通信業)のうち <input type="checkbox"/> 中分類38(放送業) <input type="checkbox"/> 中分類39(情報サービス業) <input type="checkbox"/> 小分類411(映像情報制作・配給業) <input type="checkbox"/> 小分類412(音声情報制作業) <input type="checkbox"/> 小分類415(広告制作業) <input type="checkbox"/> 小分類416(映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業) | | |
| | 日本標準産業分類大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち <input type="checkbox"/> 小分類693(駐車場業) <input type="checkbox"/> 中分類70(物品賃貸業) | | |
| | <input type="checkbox"/> 日本標準産業分類大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) | | |
| | 日本標準産業分類大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち <input type="checkbox"/> 中分類75(宿泊業) | | |
| | <input type="checkbox"/> 日本標準産業分類大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類791(旅行業)は除く <input type="checkbox"/> 日本標準産業分類大分類O(教育、学習支援業) <input type="checkbox"/> 日本標準産業分類大分類P(医療、福祉業) <input type="checkbox"/> 日本標準産業分類大分類Q(複合サービス業) <input type="checkbox"/> 日本標準産業分類大分類R(サービス業<他に分類されないもの>) | | |
| 卸売業 | 日本標準産業分類大分類I(卸売業、小売業)のうち <input type="checkbox"/> 中分類50(各種商品卸売業) <input type="checkbox"/> 中分類51(繊維、衣服等卸売業) <input type="checkbox"/> 中分類52(飲食品卸売業) <input type="checkbox"/> 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) <input type="checkbox"/> 中分類54(機械器具卸売業) <input type="checkbox"/> 中分類55(その他の卸売業) | <input type="checkbox"/> 1億円以下の法人 | <input type="checkbox"/> 100人以下 |
| その他 | <input type="checkbox"/> 上記以外のすべて | <input type="checkbox"/> 3億円以下の法人 | <input type="checkbox"/> 300人以下 |
| 3 | <input type="checkbox"/> 事業場内で最も低い賃金額(事業場内最低賃金)で支払われている労働者(*1)の賃金が、静岡県最低賃金以上、時間額1,000円未満であること (*1) 静岡労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けた労働者を除く 事業場内最低賃金で支払われている労働者の賃金(*2) 時間額 _____ 円 (*2) 賃金が月給や日給の労働者の場合、時間あたりの金額に換算した額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 【月給の時間額の換算方法】 「月給額(*3) × 12ヶ月 ÷ 年間総所定労働時間数 = 時間額」 *3 「月給額」には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金(慶弔見舞金など)、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金は含まない </div> <input type="checkbox"/> 交付申請日時時点で有効な就業規則に、事業場内最低賃金を時間額1,000円以上とする旨の規定がないこと | <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 労働条件通知書・雇用契約書 <input type="checkbox"/> 月給者の月額を時間額に換算するための資料(任意様式) <input type="checkbox"/> 就業規則(現在有効なもの) | |

| | | |
|----------|--|---|
| 4 (1) | <input type="checkbox"/> 次の(1)「賃金引上計画」及び(2)「業務改善計画」(事業実施計画)を策定していること <input type="checkbox"/> (1)「賃金引上計画」について 事業場内最低賃金額以上、時間額1,000円未満の労働者(*)の賃金が、60円以上引き上げる計画が作成されていること (*) 静岡労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けた労働者を除く <input type="checkbox"/> 賃金引上げ対象の全労働者が、事業場で6ヶ月以上勤務していること <input type="checkbox"/> 事業場内最低賃金を定めた就業規則(案)が作成されていること | <input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式別紙2)の3(1)イへの記載 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式別紙2)の3(1)ウへの記載 |
| | 4 (2) 1 | <input type="checkbox"/> (2)「業務改善計画」(事業実施計画)について ① 業務改善の内容について <input type="checkbox"/> i)現状の作業方法(問題点)、ii)改善計画、iii)改善による効果、が具体的・定量的に記載されていること <div data-bbox="263 537 954 689" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【記載例】 「現在、手作業で●●作業を行っているが、●●設備の導入により、今までの作業時間が●分を要していたところが、●分で出来るようになり、労働能率の増進を図ることができる。」</p> </div> <p>※単に「●●設備の導入により、作業時間が短縮し、労働能率の増進を図ることができる。」等の抽象的な記載だけでは不可</p> <input type="checkbox"/> 通常労働能率が改善していることが明確となっていること <div data-bbox="263 810 954 936" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【助成金対象とならない経費の具体例】 ・蛍光灯をLED電球へ交換することにより、取替え業務を減らすことができる等業務の量が僅少な場合</p> </div> <input type="checkbox"/> 単なる経費削減のための経費ではないこと <div data-bbox="263 981 954 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【助成金対象とならない経費の具体例】 ・蛍光灯をLED電球へ交換すること</p> </div> <input type="checkbox"/> 職場環境を改善するための経費ではないこと <div data-bbox="263 1124 954 1214" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【助成金対象とならない経費の具体例】 ・エアコン設置、事務所・執務室の拡大、机・椅子の増設等</p> </div> <input type="checkbox"/> 社会通念上当然に必要な経費ではないこと <input type="checkbox"/> 消耗品の購入ではないこと <input type="checkbox"/> 古くなった設備等の買い換えや修理でないこと <input type="checkbox"/> 法令で設置が義務づけられている物の費用ではないこと <input type="checkbox"/> 同一規模の同一業種において、一般に保有している機器の導入経費ではないこと <div data-bbox="263 1370 954 1809" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【助成金対象とならない経費の具体例】 ①特殊用途自動車(8ナンバー)以外の自動車購入経費 ※ 8ナンバーの自動車であっても、同車両を通常の業務にて使用する場合(建設業における移動式クレーン、ガス会社の応急作業車、葬儀社の霊柩車等) ②パソコン(周辺機器含む)購入経費 ③就業規則の作成・改正及び賃金制度の整備にかかる経費 ④事務室の改修経費 ⑤飲食店における冷凍庫の購入経費 ⑥美容業における美容機器の購入経費 ⑦倉庫業におけるフォークリフトの購入経費 ⑧事務所の賃借料 ⑨光熱費・従業員への賃金・交際費等諸経費</p> </div> <input type="checkbox"/> 同業他社における普及の程度が計画書又は別途書面に明記していること <div data-bbox="263 1863 954 1944" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【記載例】 「静岡県内の同業他社における●●設備の普及率は20%程度」等</p> </div> <input type="checkbox"/> 生産性向上、労働者の労働能率の増進に資する業務改善計画に対する労働者の意見が聴取されていること |

| | | |
|---|--|--|
| 4 (2 2) | ② 助成対象経費について | |
| | <input type="checkbox"/> 申請事業場に係る経費であること (同一企業であっても他の事業場の業務改善に要した経費でないこと) | <input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式別紙2)の3(2)への記載 |
| | <input type="checkbox"/> 申請年度の業務改善に係る経費の合計が10万円以上であること ※1000円未満の端数があるときは、端数切捨て | <input type="checkbox"/> 国庫補助金所要額調書(様式別紙1) <input type="checkbox"/> 見積書 |
| | <input type="checkbox"/> 交付申請日より前に、助成対象経費にかかる購入契約の締結、経費の支払をしていないこと | <input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式別紙2)の3(2)への記載 |
| | <input type="checkbox"/> 交付決定を受けた場合、平成30年3月31日までに助成対象の納品・支払が終了予定であること | <input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式別紙2)の3(4)への記載 |
| | <input type="checkbox"/> 助成対象経費がどのようなものかの内容が明らかであること ※機械装置等購入の場合、購入予定の機械装置等の内容が明らかであること ※工事の場合、見取図等から工事内容が明らかであること | <input type="checkbox"/> 見積書、仕様書 <input type="checkbox"/> カタログ、写真等購入予定品の形状、機能等が説明されたもの <input type="checkbox"/> 完成図、見取図、明細書等 |
| | <input type="checkbox"/> 一般競争入札をしない場合は、その理由が明らかであること | <input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式別紙2)の3(2)への記載 |
| | <input type="checkbox"/> 一般競争入札をしない場合は、2社分以上の見積書(合みつ)をとっていること ※1社以上は親族・知人等ではない第三者からの見積もりであること ※見積書の宛名が申請者以外のものになっていないこと(例えば、申請者が法人であるのに代表者個人宛となっていないこと) | <input type="checkbox"/> 2社分以上の見積書 |
| <input type="checkbox"/> 助成金の交付を受ける場合の振込先が明らかであること ※申請事業場が法人の場合には、振込先口座は法人名義のものであること | <input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式別紙2)の10への記載 | |
| 5 | <input type="checkbox"/> 交付申請日の6ヶ月前までに、事業場で使用する全労働者に対して、①～③をしていないこと ① 解雇(ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合を除く) ② 企業整備による人員整理等のため希望退職者を募り労働者がこれに応じたこと ③ 退職の勧奨を行い、労働者がこれに応じたこと | <input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式別紙2)の4への記載 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 左記②③のほか、退職者がいる場合には、退職が提出した退職届の写し |
| 6 | <input type="checkbox"/> 交付申請日の6ヶ月前までに、事業場で使用する全労働者に対して、時間あたりの賃金額(*)を引き下げていないこと (* 賃金が月給や日給の労働者の場合、時間あたりの金額に換算した額) | <input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式別紙2)の4への記載 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 |
| 7 | <input type="checkbox"/> 交付申請日の6ヶ月前までに、事業場で使用する全労働者に対して、所定労働時間の短縮又は所定労働日が減少することにより、賃金支払額の減少をしていないこと (ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く) | <input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式別紙2)の4への記載 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> タイムカード |
| 8 | <input type="checkbox"/> 同一年度に業務改善助成金の交付を受けていないこと | <input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式別紙2)の5への記載 |
| 9 | <input type="checkbox"/> 業務改善助成金の助成対象経費を対象として、国又は地方公共団体から他の補助金・助成を受けていないこと | <input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式別紙2)の5への記載 |
| 10 | <input type="checkbox"/> 交付申請日の前日から起算して1年前までに、労働関係法令に違反しているとして労働基準監督署等からは正勧告書の交付又は司法処分(送検)を受けていないこと | <input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式別紙2)の6への記載 |

| | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 交付申請日において、明確な労働関係法令の違反がないこと | |
| <input type="checkbox"/> 雇用保険対象者について、雇用保険に適正に加入していること | <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> タイムカード |
| <input type="checkbox"/> 社会保険加入対象者について、社会保険に適正に加入していること | <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> タイムカード |
| <input type="checkbox"/> 労働基準法・労働安全衛生法の違反がないこと(事業場及び事業場の全労働者に対して) <input type="checkbox"/> 労働者名簿の調製(労働基準法第107条) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【記載事項】 ①労働者氏名、②生年月日、③履歴、④性別、⑤住所、⑥従事する業務の種類、⑦雇入年月日、⑧退職年月日及びその事由(解雇の場合にはその事由)</p> </div> | <input type="checkbox"/> 労働者名簿 |
| <input type="checkbox"/> 賃金台帳の調整(労働基準法第108条) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【記載事項】 ①賃金計算の基礎となる事項、②賃金の額、③氏名、④性別、⑤賃金計算期間、⑥労働日数、⑦労働時間数、⑧時間外労働・休日労働・深夜労働の各時間数、⑨基本給、手当その他の賃金の種類毎の金額、⑩労使協定により賃金の一部を控除した場合はその金</p> </div> | <input type="checkbox"/> 賃金台帳 |
| <input type="checkbox"/> 労働者に対する労働条件の明示(労働基準法第15条) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【書面による明示内容】 ①労働契約の期間、②期間の定めがある場合、契約更新の有無・契約更新基準、③就業の場所・従事する業務の内容、④労働時間に関する事項、⑤賃金の決定、計算・支払い、賃金の締切日・支払日、⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む)</p> </div> | <input type="checkbox"/> 労働条件通知書・雇用契約書等各労働者との労働契約の内容が記載されたもの |
| <input type="checkbox"/> 就業規則の作成(労働者10名以上を使用する事業場)(労働基準法第89条) | <input type="checkbox"/> 就業規則(現在有効なもの) |
| <input type="checkbox"/> 労働時間の適正把握(労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準) <input type="checkbox"/> 時間外・休日労働を行わせている場合、時間外・休日労働に係る協定の締結・監督署への届出をし、協定の限度時間内で行わせていること(労働基準法第32条・第36条) | <input type="checkbox"/> タイムカード等労働時間を記録している書類 <input type="checkbox"/> 時間外・休日労働に係る協定届(会社控) |
| <input type="checkbox"/> 変形労働時間制を採用している場合、協定締結、或いは就業規則へ記載していること(労働基準法第32条の2、第32条の4等) | <input type="checkbox"/> 各変形労働時間制に係る協定、就業規則 |
| <input type="checkbox"/> 賃金の支払い(労働基準法第24条) <input type="checkbox"/> 時間外・深夜・休日割増賃金の支払い(労働基準法第37条) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【割増率】 ①時間外労働—2割5分以上 ②深夜労働(午後10時～午前5時)—2割5分以上 ③休日労働—3割5分以上</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【割増賃金の計算方法】 ①時間給の場合：時間額 × 割増率 × 時間数 ②日給の場合：(日給額 ÷ 1日の所定労働時間数) × 割増率 × 時間数 ③月給の場合：(月給額 ÷ 1年間における1ヶ月平均所定労働時間数) × 割増率 × 時間数</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【割増賃金の基礎となる賃金】 通常の労働時間又は労働日の賃金(基本給のほか下記①～⑦を除く各種手当を含む) <割増賃金の基礎となる賃金から除外できる賃金(手当)> ①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当 ⑥臨時に支払われた賃金、⑦1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金</p> </div> | <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> タイムカード・残業申請書等労働時間が記録された書類 |
| <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の付与(労働基準法第39条) | <input type="checkbox"/> 年次有給休暇管理簿等年休付与日数及び使用日数がわかる |

11

| | | | | |
|----|--------------------------|--|--------------------------|---|
| 12 | <input type="checkbox"/> | 過去3年以内に、静岡労働局長から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条に規定する補助金等の決定の取消、同法第18条に規定する補助金の返還その他これに準ずる処分を受けていないこと | <input type="checkbox"/> | 事業実施計画書(様式別紙2)の7への記載 |
| 13 | <input type="checkbox"/> | 事業者(法人の場合、法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者、その他これに準ずる者)のうち暴力団員がいないこと 暴力団員が経営に実質的に関与している事業場と知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場でないこと | <input type="checkbox"/> | 事業実施計画書(様式別紙2)の8への記載 |
| 14 | <input type="checkbox"/> | 過去2年以内に、消費税及び地方消費税、法人税(法人の場合)、所得税(個人事業の場合)の未納がないこと | <input type="checkbox"/> | <法人> 納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用) <個人> <input type="checkbox"/> 納税証明書(その3の2「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用) |
| 15 | <input type="checkbox"/> | 助成金の交付を受けた場合に、助成金の活用事例紹介等のため、事業場名等が公表されることに同意していること | <input type="checkbox"/> | 事業実施計画書(様式別紙2)の11への記載 |

| 業種 | | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する企業全体の労働者数 |
|-------|--|--------------------------------------|---------------------------------|
| 小売業 | 日本標準産業分類大分類I(卸売業、小売業)のうち <input type="checkbox"/> 中分類56(各種商品小売業) <input type="checkbox"/> 中分類57(繊維・衣服・身の回り品小売業) <input type="checkbox"/> 中分類58(飲食料品小売業) <input type="checkbox"/> 中分類59(機械器具小売業) <input type="checkbox"/> 中分類60(その他の小売業) <input type="checkbox"/> 中分類61(無店舗小売業) 日本標準産業分類大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち <input type="checkbox"/> 中分類76(飲食店) <input type="checkbox"/> 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業) | <input type="checkbox"/> 5000万円以下の法人 | <input type="checkbox"/> 50人以下 |
| サービス業 | 日本標準産業分類大分類G(情報通信業)のうち <input type="checkbox"/> 中分類38(放送業) <input type="checkbox"/> 中分類39(情報サービス業) <input type="checkbox"/> 小分類411(映像情報制作・配給業) <input type="checkbox"/> 小分類412(音声情報制作業) <input type="checkbox"/> 小分類415(広告制作業) <input type="checkbox"/> 小分類416(映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業) 日本標準産業分類大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち <input type="checkbox"/> 小分類693(駐車場業) <input type="checkbox"/> 中分類70(物品賃貸業) <input type="checkbox"/> 日本標準産業分類大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 日本標準産業分類大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち <input type="checkbox"/> 中分類75(宿泊業) <input type="checkbox"/> 日本標準産業分類大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類791(旅行業)は除く <input type="checkbox"/> 日本標準産業分類大分類O(教育、学習支援業) <input type="checkbox"/> 日本標準産業分類大分類P(医療、福祉業) <input type="checkbox"/> 日本標準産業分類大分類Q(複合サービス業) <input type="checkbox"/> 日本標準産業分類大分類R(サービス業<他に分類されないもの>) | <input type="checkbox"/> 5000万円以下の法人 | <input type="checkbox"/> 100人以下 |
| 卸売業 | 日本標準産業分類大分類I(卸売業、小売業)のうち <input type="checkbox"/> 中分類50(各種商品卸売業) <input type="checkbox"/> 中分類51(繊維、衣服等卸売業) <input type="checkbox"/> 中分類52(飲食料品卸売業) <input type="checkbox"/> 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) <input type="checkbox"/> 中分類54(機械器具卸売業) <input type="checkbox"/> 中分類55(その他の卸売業) | <input type="checkbox"/> 1億円以下の法人 | <input type="checkbox"/> 100人以下 |
| その他 | <input type="checkbox"/> 上記以外のすべて | <input type="checkbox"/> 3億円以下の法人 | <input type="checkbox"/> 300人以下 |